

議案第一四号

三朝町役場の出張所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十三年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅

昭和三十三年三月拾四日

日 議決
三朝町議会議員 天野素



三朝町役場の出張所設置条例の一部改正条例
ヤニ条中 由 三條 旭出張所を削除

附 則

この条例は昭和三十三年四月一日より施行する。